

社会福祉法人前田記念福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人前田記念福祉会の役員及び評議員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うものとする。

	報酬（日額）
理事会出席報酬	10,000 円（源泉所得税を除く）

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うものとする。

	報酬（日額）
評議員会出席報酬	10,000 円（源泉所得税を除く）

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務については、次により報酬を支払うものとする。

	報酬（年額）
勤務報酬	2,400,000 円（源泉所得税を除く）

2 理事及び監事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は次により報酬を支払うものとする。

	報酬（日額）
勤務報酬	10,000 円（源泉所得税を除く）

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しないものとする。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。